

事務所通信

2016年10月号 No.136



(はさがけ)

CONTENTS

- | | | | |
|---------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 時事クイズ | P4 |
| … 良い会社の要件 その2 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 世界が変わった税金 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 有給休暇は負債 | P3 | ● 休日カレンダー 職員雑記 | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

良い会社の要件 — その2

② 「社会に貢献する会社」であること。

良い会社の要件の第二は、「社会に貢献する会社」であることです。

会社が社会に対してできる最大の貢献は、事業そのものが商品やサービスを通じてお客さまを喜ばせ、社会に対して付加価値をもたらすことです。本業から得た利益の一部を、直接的に社会貢献事業に充てる会社もありますが、本業そのものが社会貢献になっていることが先決です。それでこそ、社会での存続が許されます。

具体的には、良い商品・サービスを適正価格で提供することです。すなわち、お客さまが喜ぶ商品・サービスです。お客さまは、それに価値を感じれば、喜んで対価を支払います。さらに言えば、Q(クオリティ)・P(プライス)・S(サービス)で、他社との差別化が明確にできていることです。このSは、そのものが商品となっている場合のサービスではなく、営業時間の工夫や対応の良さなどの「その他」の要素です。

③ 高収益企業であること。

これは、良い会社に必須の要件であり、利益率は、良い会社であるかどうかを客観的に知る指標である。

良い会社の要件の三番目は、「高収益企業であること」。

どんなに社会に貢献するサービスを提供していたとしても、あるいは、社員が幸せでも、収益が上がらないのであれば、良い会社とは言えません。そもそも会社の存続がむずかしくなります。

本来、先の二つの要件が本当に満たされていれば、高収益になるはずですが。

すなわち、高収益企業であることは、先に挙げた二つの良い会社の要件¹の結果です。と同時に、その二つが満たされているかどうかを客観的に測る指標とも言えます。

では、どの程度の利益率なら、高収益企業と言えるのでしょうか？

業種によっても異なりますが、付加価値(売上高から仕入れを引いたもの)に対する営業利益率が20%以上あれば、高収益企業と言ってよいでしょう。



¹ 前号「その1」参照 ①働く人が幸せな会社

世界の変わった税金

世界各国には、日本では考えられないような不思議な税金が存在しているみたいですので、いくつかご紹介します。

● 営業税（ドイツ）

ドイツでは、日曜に営業をする場合は税金が課せられます。ドイツには「閉店法」という飲食店以外の店は日曜日に営業してはいけないという法律があるので、日曜日に店を開けるのは色々難しいようです。

● 月餅税（中国）

中国では中秋の名月である9月12日に、月餅を食べながらお月見をする習慣があります。そのため、中国の様々な企業が従業員に月餅を配っていたのですが、これが課税対象だと政府が判断し、税金を課すようにしました。

● 渋滞税（イギリス）

イギリスではロンドンで導入された交通渋滞を緩和するための渋滞税。2003年からスタートしたそうですが、効果が上がっているそうです。市内中心部に乗り入れる車両に税金を課すことで公共交通などの利用を促す事が目的の税金制度です。

● 光るおもちゃ税（アメリカ）

激しく発光したり、火花が出るような銃のおもちゃに対しては課税しますよ、というもの。ほかには花火なども同じ税が課せられます。銃犯罪や凶悪犯罪の低下に一役買っているそうです。

● ポテトチップス税（ハンガリー）

ハンガリー政府が肥満防止のために導入した税金。塩分や糖分の高いスナック菓子やジュースに対して課せられる税金なのですが、どうしてもこうした食べ物が好きだという人は、近隣諸国に買い出しに行くなどしているそうなので、あまり効果もなく廃止になったようです。

このように、世界各国には一風変わった税金が存在します。税は国の大事な収入源ですし、今後さらなる意外な部分に焦点を当てた変わった税金が出てくるかもしれませんね。

有給休暇は負債

☆未消化分の有給休暇を負債として計上◇

国際会計基準の中に実際にあるそうです。そのため海外の企業では負債を減らす目的で、有給休暇の消化率を上げようと、努力します。

もしかして、損益にも影響??



◇休日数は海外とあまり変わらない△



日本もお正月にお盆、〇〇ウィーク等々、有給休暇以外にも休みがいっぱい。

普段はあまり休まず、ドカッとまとめてバカンス休暇。とりあえず、4年後のオリンピック休み……

☆休みを取らない場合は買い取るのが一般的◇

大企業を中心に国際会計基準を「導入済み」または、「導入予定」という会社が増えているようです。

😊 顔がニヤケてすぐにばれそう



◇自由に選択してください△



「休みを取る」か? 「休暇をお金に変える」か?

国際会計基準が一般的になれば、随分変わりそうです。

< 齊藤 >

問題 ①

9月20日に引退を発表した横浜 DeNA ベイスターズの三浦大輔投手の功績を称え、相応しい後継者ができるまで欠番とすることを発表した背番号は何番でしょう？

問題 ②

9月6日に発表された、スタジオジブリの長編劇場用映画から最も投票数の多い作品を劇場放映する「スタジオジブリ総選挙」で1位となった作品は何だったでしょう？

問題 ③

9月8日に NHK が発表した、2018年の大河ドラマの主人公として描かれる歴史上の人物は誰でしょう？

問題 ④

9月15日、日本国内33ヶ所目となる国立公園に制定されたのはどこでしょう？



答え

三浦大輔の背番号 ← ① 55

「千と千尋の神隠し」 ← ⑤ 5票

徳川幕府の将軍 ← ② 5票

鳥居 ← ④ 5票



< 小林 (恭) >

Q. 平成 28 年分の扶養控除等申告書に従業員等のマイナンバーが記載されていれば、平成 29 年分以降の扶養控除等申告書には、記載内容に変更がない限りマイナンバーの記載を省略してもよいですか。

A. 扶養控除等申告書は、毎年、マイナンバー(個人番号)を含む全ての記載事項を記載した上で給与支払者に提出する必要がありますので、前年と変更がないからといってその記載を省略することはできません。

なお、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書について、給与支払者が一定の帳簿を備えている場合には、従業員等のマイナンバー(個人番号)の記載を不要とすることができます。

Q. 退社した従業員等のマイナンバーは、退社後すぐに廃棄しなければならないのですか。

A. 退社した従業員等であっても、扶養控除等申告書や退職所得の受給に関する申告書等については 7 年間の保存義務が課されていることから、申告書等に記載されたマイナンバー(個人番号)はこれらの申告書の提出期限の属する年の翌年 1 月 10 日の翌日から 7 年間は保管しなければなりません。

また、税法等で保存期間が定められていない書類に記載されたマイナンバー(個人番号)や、作成した特定個人情報ファイルに記録されたマイナンバー(個人番号)については、個人番号関係事務を処理するのに必要がなくなった場合には、できるだけ速やかに廃棄又は削除する必要があります。

研 修 予 定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参加費
10月21日(金) 18:00~	テルモ経営研究会 仕事の原点 ～リーダーシップ～	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円



加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご利用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

「ATMの裏技」

ATMでお金を下ろすとき「10千円」と入れると千円札が10枚、
「5千5千円」と入れると五千円札が2枚、「4千6千円」と入れると五
千円札が1枚、千円札が5枚でできます。

飲み会の前など、お金を崩したいときに便利です♪

※大手銀行や郵便局の殆どがこのやり方に対応していますが、
一部対応していない場合もあるようです。

(担当： 小 森)





休日カレンダー



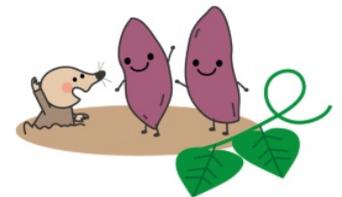
10月(神無月) October

日	月	火	水	木	金	土
						1 田中・秋山
2	3	4	5	6	7	8 倉又・広川
9	10 体育の日	11	12	13	14	15 伊藤・畑
16	17	18	19	20 テルモ経営研究会	21	22 原・花水
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

10月の税務



10月11日 平成28年9月分の源泉所得税・住民税の納付

10月31日 平成28年8月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付

平成29年2月決算法人 法人税等予定申告・消費税等中間申告・納付

平成29年5月、平成28年11月決算法人 消費税の中間申告、納付

10月決算法人の消費税等各種届出書提出

◆◆ 職員雑記 ◆◆

10月に入り、いよいよ秋本番といった雰囲気になってきました。
 特別暑い日も、寒さを感じる日もないとても過ごしやすい大好きな季節です。
 紅葉の秋、食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、芸術の秋・・・
 たくさんの秋を楽しもうと思います。

< 原 >